

● 計画改定のポイント

◎ 目的の確認

本計画の目的が「農林業被害の低減」「植生等生態系への影響の軽減」であることを強調、再確認。→環境省ガイドラインにならった方針。

◎ 目標を設定（第 6 章；p. 45）

目的に対する短期的な数値目標を設定。→環境省ガイドラインにならう。

※今回の表記は、

「農作物被害金額を令和元年度(2019 年度)に対して 10%減少させる」

「林業の剥皮被害面積を 100ha 以下にする」

「10%」等の根拠は、イノシシ・シカ・サル の 3 獣種の被害金額を「1 億円以下にする」という農水部の計画・方針に基づき、シカの被害割合を当てはめたもの。

◎ オスジカ頭数規制(狩猟捕獲)の撤廃（第 7 章；p. 55）

狩猟における「銃捕獲での一日あたり上限頭数 2 頭」を削除。捕獲の全体数減につながり兼ねない現在の規制を撤廃し、分布拡大抑制（分布拡大の最前線ではオスジカの利用密度が高いと言われる）の一助とする。

◎ 被害防除にかかる関係機関の体制構築（第 10 章；p. 68）

被害防除にあたり、集落・市町・県事務所・県庁それぞれの関係機関の間で情報共有ができておらず、対策の相乗効果が得られていない。そのため、関係性を再構築し、体制を強化する必要があり、関係機関が連携と連携を図ることを明記する。

◎ 「被害防除対策」「生息環境管理」にかかる記述を充実（第 8, 9 章；p. 60, 63；図 42）

本来、獣害対策としては、国が掲げる「3つの総合対策」のもとに、「個体群管理」のみならず、「被害防除対策」「生息環境管理」これら3つを組み合わせた対策によって、相互に補完する必要がある。しかしながら、これまでこれらは軽視され、捕獲数のみを扱った計画でしかなかった。

このため被害防除に関する技術的情報が、未だに錯綜している。県の技術職員間でも同様の状況である。このような状況を受け、改めて「被害防除対策」について整理をし、関係機関における情報共有のため、最低限の技術情報を充実させる。

また生息環境管理にかかる既存の「緩衝帯整備」事業は、目的をすり替えられ、効果的なゾーニングにつながっていない。本来あるべき「被害防除対策」と「生息環境管理」の有効性実効性が伴うよう、改めて情報を整理し、充実させる。また間伐等の森林施業がもたらす生息環境管理を記述し、関係機関の積極的関与を促す。

◎ 個体群管理の考え方を改めて追加（第 6 章；p. 49）

捕獲数偏重の特定管理計画を是正。「個体数調整」との混同、「密度管理」との違いも明記。有害捕獲との関係性を確認。

→環境省ガイドラインにならう。

※上記、改定ポイントを中心に、審議会では説明を行います。